



長野県報

11 月 4 日(火)
令和 7 年
(2025 年)
第 656 号

目 次

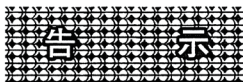
告 示

道路の区域決定及び関係図面の縦覧（道路管理課） 1

公 告

大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定による届出及び届出書の縦覧（産業立地・IT 振興課） 1

大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定による届出及び届出書等の縦覧（産業立地・IT 振興課） 2



長野県木曽建設事務所告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定します。

その関係図面は、告示の日から令和7年11月21日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曽建設事務所において、一般の縦覧に供します。

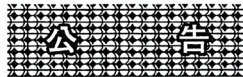
令和7年11月4日

長野県木曽建設事務所長 岩 垂 宏 明

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 上松南木曽線
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員	延 長
木曽郡大桑村大字野尻1474番の74地先から 木曽郡大桑村大字野尻1474番の100地先まで	m 10.4 ～ 27.2	km 0.7172
木曽郡大桑村大字野尻1474番の103地先から 木曽郡大桑村大字野尻712番の13地先まで	4.0 ～ 12.5	0.6108

道路管理課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和7年11月4日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール須坂

(仮称) ホームセンタームサン須坂店
(仮称) ヤマダデンキ須坂店
須坂市大字福島字内田470番ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオンモール株式会社
代表取締役 大野 恵司
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
アーケランズ株式会社
代表取締役 坂本 晴彦
新潟県三条市上須頃445番地
株式会社ヤマダデンキ
代表取締役 佐野 財丈
群馬県高崎市栄町1番1号

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ヤマダデンキ	上野 善紀	群馬県高崎市栄町1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ヤマダデンキ	佐野 財丈	群馬県高崎市栄町1番1号

4 変更した年月日

令和7年4月1日

5 届出年月日

令和7年10月2日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和7年11月4日から令和8年3月3日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和7年11月4日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール須坂
(仮称) ホームセンタームサン須坂店
(仮称) ヤマダデンキ須坂店
須坂市大字福島字内田470番ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオンモール株式会社
代表取締役 大野 恵司

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
アークランズ株式会社
代表取締役 坂本 晴彦
新潟県三条市上須頃445番地
株式会社ヤマダデンキ
代表取締役 佐野 財丈
群馬県高崎市栄町 1 番 1 号

3 変更しようとする事項
駐輪場の位置及び収容台数
(変更前)

	位置	収容台数 (台)
1	図面番号ー 3 建物配置図 (変更前) 駐輪場 (1)	40
2	図面番号ー 3 建物配置図 (変更前) 駐輪場 (2)	40
3	図面番号ー 3 建物配置図 (変更前) 駐輪場 (3)	28
4	図面番号ー 3 建物配置図 (変更前) 駐輪場 (4)	62
5	図面番号ー 3 建物配置図 (変更前) 駐輪場 (5)	96
6	図面番号ー 3 建物配置図 (変更前) 駐輪場 (6)	20
7	図面番号ー 3 建物配置図 (変更前) 駐輪場 (7)	31
合計		317

(変更後)

	位置	収容台数 (台)
1	図面番号ー 4 建物配置図 (変更後) 駐輪場 (1)	50
2	図面番号ー 4 建物配置図 (変更後) 駐輪場 (2)	37
3	図面番号ー 4 建物配置図 (変更後) 駐輪場 (3)	42
4	図面番号ー 4 建物配置図 (変更後) 駐輪場 (4)	56
5	図面番号ー 4 建物配置図 (変更後) 駐輪場 (5)	81
6	図面番号ー 4 建物配置図 (変更後) 駐輪場 (6)	20
7	図面番号ー 4 建物配置図 (変更後) 駐輪場 (7)	31
合計		317

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

4 変更する年月日
令和 7 年10月 3 日

5 届出年月日
令和 7 年10月 2 日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・IT 振興課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間
令和 7 年11月 4 日から令和 8 年 3 月 3 日まで

8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年 5 月19日付け12産振第137号）様式第 8 号による。

9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・IT 振興課又は長野地域振興局商工観光課

産業立地・IT 振興課